

(揭示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕		〔現 行〕					
第1章～第14章 (略)		第1章～第14章 (略)					
料金表		料金表					
通則		通則					
1～25 (略)		1～25 (略)					
(注) (略)		(注) (略)					
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)		第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)					
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)					
第3 通信料		第3 通信料					
1 適用		1 適用					
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用					
(1)～(8)の4 (略)	(略)	(1)～(8)の4 (略)	(略)				
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック (8) の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているXiが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するXiが特定Xi等 (IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること (以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約 (契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</td> <td>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの	(9) 削除	
区 分	割 引 額						
対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの						

シング ル パ ック	データMパック（標準）	800円	800円
	データLパック（大容量）	1,000円	1,000円
フ ァ ミ リ ー シ ェ ア パ ック	シェアパック10（小容量）	1,200円	1,200円
	シェアパック15（標準）	1,800円	1,800円
	シェアパック20（大容量）	2,400円	2,500円
	シェアパック30（大容量）	3,000円	3,200円
ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ック	ビジネスシェアパック10	1,200円	1,200円
	ビジネスシェアパック15	1,800円	1,800円
	ビジネスシェアパック20	2,400円	2,500円
	ビジネスシェアパック30	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック50	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック70	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 100	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 150	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 200	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 250	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 300	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 400	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 500	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 700	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	3,000円	3,200円	
ビジネスシェアパック1500	3,000円	3,200円	
ビジネスシェアパック2000	3,000円	3,200円	

	ビジネスシェアパック3000	3,000円	3,200円
	<p>イ アの場合において、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じてアに規定する割引を日割りして適用します。</p> <p>ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象ドコモ光契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i等がある場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る基本使用料の料金額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がマンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p>		
(10)～(24) (略)	(略)		

2 (略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

附 則（平成27年2月12日経企第1665号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他

(10)～(24) (略)	(略)

2 (略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

の債務については、なお従前のおりとしします。

(光スマホ割キャンペーンの適用)

- 3 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り、)の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時に、次の(1)又は(2)、(3)及び(4)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとしします。)を適用します。

区分	割引額
X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)	1,350円
X iデータプラン(スマホ/タブ)	350円

- (1) ファミリーシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)を選択すること。
- (2) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- (3) そのX iが特定X i等であること又はそのX iが属する共有回線群を構成する他のX iに特定X i等が含まれること。
- (4) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。
- 4 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 5 光スマホ割キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、光スマホ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)以外となったとき。
- (2) そのX iが属する共有回線群を構成するX iに特定X i等が含まれなくなったとき。
- (3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。)
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X iの電話番号保管があったとき。
- (7) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。
- (8) その特定X i等に係るIP通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 6 当社は、光スマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i ケーホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i データプラン（スマホ/タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前歴月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。

- 7 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約（基本使用料の料金種別がX i データプラン（ルーター）であるものを除きます。）を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前歴月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 8 その特定X i 等に係るIP通信網契約について、契約者の責めに帰すべき理由により、その提供を開始する前に契約の解除があったときは、当社は、契約締結の時点で特例適用条件を満たしていなかったものとみなして、取り扱う場合があります。
- 9 前5項の規定にかかわらず、U25応援特割キャンペーン又はU25応援特割キャンペーン（家族）の適用を受けるときは、その適用を受けている日を含む暦月について、第3項に規定する減額を適用しません。

（光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用）

- 10 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i ケーホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i データプラン（スマホ/タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)、(3)及び(4)の条件（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 for ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間のX i ケーホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i データプラン（スマホ/タブ）の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしていると当社が認めるX i の数（以下、この附則において「割引対象回線数」といいます。）に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区分	割引額
割引適用回線数 2回線まで	—
3回線から30回線まで	700円
31回線以上	1,200円

- (1) ビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
- (3) そのX i が特定X i 等であること又はそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれること。
- (4) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
- 11 前項の規定にかかわらず、当社は、そのX i（基本使用料の料金種別がX i データプラン

(スマホ/タブ)であるものに限り、当社が定める端末設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む歴月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。

12 光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用を受けているX iについて、次の(1) から(6)のいずれかを満たさなくなったときは、光スマホ割 for ビジネスキャンペーンを廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX iデータプラン (スマホ/タブ) 以外となったとき。
- (2) そのX iが属する共有回線群を構成するX iに特定X i等が含まれなくなったとき。
- (3) ビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (4) ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有を廃止したとき (データ定額共有の廃止と同時にビジネスシェアパックを選択する場合又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択するを除きます。)
- (5) X iの電話番号保管があったとき。
- (6) 契約の解除 (当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。
- (7) その特定X i等に係るIP通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。

13 当社は、光スマホ割 for ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1) のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む歴月において、X iカケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX iデータプラン (スマホ/タブ) 以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前歴月までの基本使用料について光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

14 前項の規定によるほか、定期契約 (総合利用プランに係るものに限り) の解除と同時に一般契約 (基本使用料の料金種別がX iデータプラン (ルーター) であるものを除きます。) を締結する場合又は定期契約 (データ専用プランに係るものに限り) の解除と同時に一般契約を締結するときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前歴月までの基本使用料について光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

15 その特定X i等に係るIP通信網契約について、契約者の責めに帰すべき理由により、その提供を開始する前に契約の解除があったときは、当社は、契約締結の時点で特例適用条件を満たしていなかったものとみなして、取り扱う場合があります。

(揭示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕		〔現 行〕					
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～25 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p>		<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～25 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p>					
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用					
(1)～(7)の5 (略)	(略)	(1)～(7)の5 (略)	(略)				
(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック (7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているXiが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等 (IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること (以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約 (契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの		
区 分	割 引 額						
対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外であるもの						

シング ル パ ック	データMパック（標準）	800円	800円
	データLパック（大容量）	1,000円	1,000円
フ ァ ミ リ ー シ ェ ア パ ック	シェアパック10（小容量）	1,200円	1,200円
	シェアパック15（標準）	1,800円	1,800円
	シェアパック20（大容量）	2,400円	2,500円
	シェアパック30（大容量）	3,000円	3,200円
ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ック	ビジネスシェアパック10	1,200円	1,200円
	ビジネスシェアパック15	1,800円	1,800円
	ビジネスシェアパック20	2,400円	2,500円
	ビジネスシェアパック30	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック50	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック70	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 100	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 150	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 200	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 250	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 300	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 400	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 500	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック 700	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	3,000円	3,200円	
ビジネスシェアパック1500	3,000円	3,200円	
ビジネスシェアパック2000	3,000円	3,200円	

	ビジネスシェアパック3000	3,000円	3,200円
	<p>イ アの場合において、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じてアに規定する割引を日割りして適用します。</p> <p>ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象ドコモ光契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象ドコモ光契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i等がある場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る基本使用料の料金額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がマンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p>		
(8)～(25) (略)	(略)		

2 (略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表10 (略)

附 則（平成27年2月12日経企第1665号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金そ

(8)～(25) (略)	(略)

2 (略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表10 (略)

の他の債務については、なお従前のおりとします。

(掲示)

無線 I P 通信網 サービス 契約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕																				
<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="332 642 1279 1150"><thead><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～8 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>9～23 (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 無線 I P 契約</p> <p>第 6 条 削除</p> <p>(無線 I P 契約申込の方法) 第 8 条 無線 I P 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、契約の申込みを行う者は、あらかじめ締結しようとする契約の種別を申し出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、タイプ B (料金表第 1 表第 1 (定額利用料) の 1 に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る無線 I P 契約の申込をする者は、あらかじめ 1 の X i 等 (X i サービス契約約款に規定する X i 又は F O M A サービス契約約款に規定する F O M A (共用 F O M A に係るもの又は</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～8 (略)	(略)	9～23 (略)	(略)	<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1516 642 2463 1150"><thead><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～8 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>9 一般契約</td><td>一時利用契約以外の無線 I P 契約</td></tr><tr><td>10 一般契約者</td><td>当社と一般契約を締結している者</td></tr><tr><td>11 一時利用契約</td><td>24時間を単位として無線 I P 通信網サービスを利用するための無線 I P 契約</td></tr><tr><td>12 一時利用契約者</td><td>当社と一時利用契約を締結している者</td></tr><tr><td>13～27 (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 無線 I P 契約</p> <p>(契約の種別) 第 6 条 無線 I P 契約には、次の種別があります。</p> <p>(1) 一般契約 (2) 一時利用契約</p> <p>(無線 I P 契約申込の方法) 第 8 条 無線 I P 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、契約の申込みを行う者は、あらかじめ締結しようとする契約の種別を申し出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、タイプ B (料金表第 1 表第 1 (定額利用料) の 1 に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る一般契約の申込をする者は、あらかじめ 1 の X i 等 (X i サービス契約約款に規定する X i 又は F O M A サービス契約約款に規定する F O M A (共用 F O M A に係るもの又は基</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～8 (略)	(略)	9 一般契約	一時利用契約以外の無線 I P 契約	10 一般契約者	当社と一般契約を締結している者	11 一時利用契約	24時間を単位として無線 I P 通信網サービスを利用するための無線 I P 契約	12 一時利用契約者	当社と一時利用契約を締結している者	13～27 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																				
1～8 (略)	(略)																				
9～23 (略)	(略)																				
用 語	用 語 の 意 味																				
1～8 (略)	(略)																				
9 一般契約	一時利用契約以外の無線 I P 契約																				
10 一般契約者	当社と一般契約を締結している者																				
11 一時利用契約	24時間を単位として無線 I P 通信網サービスを利用するための無線 I P 契約																				
12 一時利用契約者	当社と一時利用契約を締結している者																				
13～27 (略)	(略)																				

基本使用料の料金種別がタイプリミットであるものを除きます。)をいいます。)を指定して当社に申し出ていただきます。

第8条 (略)

(無線I P契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 (略)

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、タイプBに係る無線I P契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 第8条(無線I P契約申込の方法)第3項の規定により指定されたX i等(選択X i等といいます。以下この条において同じとします。)が既に他の一般契約に係る選択X i等であるとき。

(2) 無線I P契約の申込みをする者と、選択X i等に係る契約者が同一でないとき。

第10条～第13条 (略)

(当社が行う無線I P契約の解除)

第14条 当社は、第23条(利用停止)第1項の規定により無線I Pの利用を停止された無線I P契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線I P契約を解除することがあります。

2 (略)

3 当社は、指定回線について次のいずれかに該当するときは、タイプBに係る無線I P契約を解除します。

(1) 電話番号保管があったとき。

(2) 名義変更があったとき。

(3) 契約の解除があったとき。

4 (略)

第4章～第6章 (略)

第7章 料金等

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線I P契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。)について、料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 第1項の期間において、利用停止等により無線I Pを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、無線I P契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

本使用料の料金種別がタイプリミットであるものを除きます。)をいいます。)を指定して当社に申し出ていただきます。

第8条 (略)

(無線I P契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 (略)

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、タイプBに係る一般契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 第8条(無線I P契約申込の方法)第3項の規定により指定されたX i等(選択X i等といいます。以下この条において同じとします。)が既に他の一般契約に係る選択X i等であるとき。

(2) 一般契約の申込みをする者と、選択X i等に係る契約者が同一でないとき。

第10条～第13条 (略)

(当社が行う無線I P契約の解除)

第14条 当社は、第23条(利用停止)第1項の規定により無線I Pの利用を停止された無線I P契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線I P契約を解除することがあります。

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、一時利用契約に係る無線I P(ローミングを含みます。)の利用に伴い接続された契約者回線等を当社が最後に切断した日から1年(第23条の規定により無線I Pの利用を停止されている期間を含みます。)が経過したときは、当社は、利用の意思がないものとして、その一時利用契約を解除します。

4 当社は、指定回線について次のいずれかに該当するときは、タイプBに係る一般契約を解除します。

(1) 電話番号保管があったとき。

(2) 名義変更があったとき。

(3) 契約の解除があったとき。

5 (略)

第4章～第6章 (略)

第3章 無線I P契約

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 一般契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。)について、料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 第1項の期間において、利用停止等により無線I Pを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、一般契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第 22 条（利用中止）第 3 項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る無線 I P についての料金

3 (略)

第 29 条 削除

(2) 前号の規定によるほか、一般契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第 22 条（利用中止）第 3 項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその一般契約に係る無線 I P についての料金

3 (略)

(一時利用料の支払義務)

第 29 条 一時利用契約者は、その契約に基づき利用開始認証（料金表第 2（一時利用料）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）を受けて当社が提供する無線 I P を利用したときは、料金表第 2（一時利用料）の規定に基づいて算定した一時利用料の支払いを要します。

2 前項の場合において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの一時利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用開始認証の完了した時刻から起算してから 24 時間が経過するまでの間に利用停止があったときは、その一時利用契約者は、その利用開始認証に係る一時利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、一時利用契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の一時利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、利用開始認証の完了した時刻から起算して 24 時間が経過するまでの間にその無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第 22 条（利用中止）第 3 項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	利用開始認証の完了した時刻から起算して 24 時間が経過するまでの間に無線 I P を利用することができなかった時間（1 時間に満たない部分は、1 時間とします。）に対応するその一時利用契約に係る無線 I P についての料金（料金表第 2 に規定する一時利用料の額を 24 で除した額を 1 時間に対応する額として算出します。）

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、無線IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(第22条(利用中止)第3項に規定する場合を除きます。)は、その無線IP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、無線IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線IP契約に係る定額利用料(料金表第1(定額利用料)に規定するものをいいます。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3～4 (略)

第10章 損害賠償

(ローミングの利用等)

第48条 無線IP契約者は、当社が別に定める方法によりローミングを利用することができます。

2～5 (略)

6 前2項の規定等によりローミングが利用できなかった場合のローミング利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用開始認証の完了した時刻から起算してから24時間が経過するまでの間に利用停止があったときは、その無線IP契約者は、その利用開始認証に係るローミング利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線IP契約者は、次の場合を除き、無線IPを利用できなかった期間中のローミング利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、 <u>利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間にその無線IPを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)</u> が生じた場合(第22条	<u>利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間に無線IPを利用することができなかった時間(1時間に満たない部分は、1時間とします。)</u> に対応するその一時利用契約に係る無線IPについての料金(料金表第2に規定する一時利用料の額を24で除した額を1

その料金を返還します。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、無線IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(第22条(利用中止)第3項に規定する場合を除きます。)は、その無線IP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、無線IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線IP通信網サービスに係る次の料金の額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 一般契約に係る無線IP通信網サービスにあつては、料金表第1(定額利用料)に規定する料金

(2) 一時利用契約に係る無線IP通信網サービスにあつては、料金表第2(一時利用料)に規定する料金(無線IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前6か月の1日当たりの平均一時利用料(前6か月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3～4 (略)

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、その無線IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均一時利用料とします。

第10章 損害賠償

(ローミングの利用等)

第48条 無線IP契約者は、当社が別に定める方法によりローミングを利用することができます。

2～5 (略)

6 前2項の規定等によりローミングが利用できなかった場合の当該ローミング利用料の取扱いについては、第29条(一時利用料の支払義務)第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

(利用中止) 第3項に規定する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	時間に対応する額として算出します。)
---	--------------------

7 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

8～11 (略)

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、「Mzone設定ガイド」に定めるものとします。

(注2) 本条第9項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、そのローミングを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均ローミング利用料とします。

通則

1 (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料、通信料又はローミング利用料は暦月に従って計算します。

3～13 (略)

(消費税相当額の加算)

14 第28条(定額利用料の支払義務)、第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び第48条(ローミングの利用等)の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第3(通信料)に規定する通信料については、この限りではありません。

第2 削除

7～10 (略)

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、「Mzone設定ガイド」に定めるものとします。

(注2) 本条第9項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、そのローミングを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均ローミング利用料とします。

通則

1 (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料、一時利用料、通信料又はローミング利用料は暦月に従って計算します。

3～13 (略)

(消費税相当額の加算)

14 第28条(定額利用料の支払義務)、第29条(一時利用料の支払義務)、第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び第48条(ローミングの利用等)の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第3(通信料)に規定する通信料については、この限りではありません。

第2 一時利用料

1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) <u>利用開始認証に関する取扱い</u>	ア この欄及び2(料金額)において利用開始認証とは、一時利用契約に係る無線IPの新たな24時間の利用を開始するために行われる認証をいいます。 イ 当社は、 <u>利用開始認証が完了した時刻から起算して24時間が経過したときに、無線IPの契約者回線が接続されている場合は、その24時間が経過したときにこの約款により新たに利用開始認証が行われたものとして取り扱います。</u>
(2) <u>接続の切断に関する取扱い</u>	当社は、契約者回線からの無線IPに係る通信終了の信号を受けたとき又は一定時間内に契約者回線の接続確認がとれなかった場合にその契約者回線の接続を切断します。
(3) <u>一時利用料の算出に係る時間の測定方法</u>	一時利用料の算出に係る時間の測定は、当社又は特定事業者の機器により行います。

- 附 則（平成27年2月12日経企第1664号）
- 1 この改正規定は、平成27年2月18日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
 - 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（一時利用契約に関する経過措置）
 - 3 この附則実施の際現に、改正前の規定により提供されている一時利用契約の料金その他の提供条件については、次のとおりとしします。
 - (1) 一時利用料
 - ア 一時利用料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分	料 金 額
	利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまで
一時利用料	税抜額 500円（税込額 540円）

- イ この附則において利用開始認証とは、一時利用契約に係る無線 I P の新たな24時間の利用を開始するために行われる認証をいいます。
- ウ 当社は、利用開始認証が完了した時刻から起算して24時間 が経過したときに、無線 I P の契約者回線が接続されている場合は、その24時間が経過したときにこの約款により新たに利用開始認証が行われたものとして取り扱います。
- (2) 一時利用契約に係る無線 I P（ローミングを含みます。）の利用に伴い接続された契約者回線等を当社が最後に切断した日から1年（第23条の規定により無線 I P の利用を停止されている期間を含みます。）が経過したときは、当社は、利用の意思がないものとして、その一時利用契約を解除します。
 - (3) 利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの一時利用料の支払いは、次によります。
 - ア 利用開始認証の完了した時刻から起算してから24時間が経過するまでの間に利用停止があったときは、その一時利用契約者は、その利用開始認証に係る一時利用料の支払いを要します。
 - イ 前号の規定によるほか、一時利用契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の一時利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間にその	利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまでの間に無線 I P を利用することができな

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	料 金 額
	利用開始認証の完了した時刻から起算して24時間が経過するまで
一時利用料	税抜額 500円（税込額 540円）

無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

かった時間（1時間に満たない部分は、1時間とします。）に対応するその一時利用契約に係る無線 I P についての料金（料金表第2に規定する一時利用料の額を24で除した額を1時間に対応する額として算出します。）

- (4) 当社は、無線 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する(1)に規定する料金（無線 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前6か月の1日当たりの平均一時利用料（前6か月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、その無線 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均一時利用料とします。）により算出します。）の額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (5) (1) から(4) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。